試験研究費対直接費比率	0.02902	—
［略］		
管理共通費比率	0.1157	—
経済的耐用年数		
交換機	32.9	年
［略］		
架空メタルケーブル	32.8	年
地下メタルケーブル	42.0	年
［略］		
管路	64.1	年
中口径管路	64.1	年
［略］		
電線共同溝	64.1	年
［略］		

試験研究費対直接費比率	0.02805	—
［同左］		
管理共通費比率	0.1037	—
経済的耐用年数		
交換機	31.9	年
［同左］		
架空メタルケーブル	31.9	年
地下メタルケーブル	41.2	年
［同左］		
管路	63.0	年
中口径管路	63.0	年
［同左］		
電線共同溝	63.0	年
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

２　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第四条から第六条までの規定をいう。以下同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

３　総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

第三条　前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。